

第14回軽米町議会定例会

令和 2年12月 7日(月)

午前10時00分 開議

議事日程

日程第1 一般質問

5番 田村 せつ 君

4番 中村 正志 君

7番 大村 税 君

10番 山本 幸男 君

○出席議員（12名）

1番	上山	誠	君	2番	西舘	徳	松	君	
3番	江刺家	静	子	君	4番	中村	正	志	君
5番	田村	せ	つ	君	6番	舘坂	久	人	君
7番	大村		税	君	8番	本田	秀	一	君
9番	細谷地	多	門	君	10番	山本	幸	男	君
11番	茶屋		隆	君	12番	松浦	満	雄	君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	山本	賢一	君	
総務課	総括課長	吉岡		靖	君
会計管理者兼税務会計課総括課長兼収納・会計担当課長		梅木	勝彦	君	
町民生活課	総括課長	松山		篤	君
健康福祉課	総括課長	坂下	浩志	君	
産業振興課	総括課長	小林		浩	君
地域整備課	総括課長	戸田沢	光彦	君	
再生可能エネルギー推進室	長	福田	浩司	君	
水道事業	所長	戸田沢	光彦	君	
教育委員会	教育長	菅波	俊美	君	
教育委員会事務局	総括次長	大清水	一敬	君	
選挙管理委員会	事務局長	吉岡		靖	君
農業委員会	会長	山田	一夫	君	
農業委員会	事務局長	小林		浩	君
監査委員	員	竹下	光雄	君	
監査委員会	事務局長	小林	千鶴子	君	

○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局	長	小林	千鶴子	君
議会事務局	主任主査	関向	孝行	君
議会事務局	主事補	小野家	佳祐	君

◎開議の宣告

○議長（松浦満雄君） おはようございます。ただいまの出席議員は定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

（午前10時00分）

◎諸般の報告

○議長（松浦満雄君） 日程に入るに先立ち諸般の報告をいたします。

本日の一般質問は、通告順によって5番、田村せつ君、4番、中村正志君、7番、大村税君、10番、山本幸男君の4人とします。

これで諸般の報告を終わります。

◎一般質問

○議長（松浦満雄君） これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

質問通告に基づき、順番に発言を許します。

◇5番 田村せつ 議員

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） おはようございます。私からは通告していた認定こども園についてお伺いします。

認定こども園については、昨年3月の定例会におきまして一般質問させていただきました。来春には認定こども園がスタートします。開園まで4か月余りとなりました。その後の認定こども園の進捗状況についてお伺いします。

まず、1点目としまして、こども園開園に向けて準備委員会を設置して協議を進めていると聞きます。これまでの協議内容と進捗状況、それと視察されたこども園について参考になった点などお伺いします。

2点目としまして、幼稚園を閉園して新しく認定こども園としてスタートするわけですが、特徴あるこども園としての取組は考えているのでしょうか。また、軽米幼稚園では、現在お茶会やボール遊びなど特色ある活動を行っていますが、そのことについては、どのように考えているのでしょうか。

3点目としまして、新しくこども園として今の軽米保育園を使用するわけですが、

今のままの施設を使用するのでしょうか。それとも改修や増築を予定しているのでしょうか。

4点目としまして、現在の軽米幼稚園のトイレ改修やエアコン設置が予定されていますが、閉園後の軽米幼稚園活用については、どのように考えているのでしょうか。

5点目としまして、新しくスタートするこども園は、幼稚園と保育園の機能を併せ持つわけですが、それに伴っての園長職の人選はどのように考えているのでしょうか。また、職員も新しいことが多く戸惑いもあると思います。余裕を持って日常保育業務に当たるためにも職員の増員については、どのように考えているのでしょうか。

以上のことについてお伺いいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 田村議員の認定こども園についてのご質問にお答えいたします。

開園に向けての準備委員会での協議内容と進捗状況及び視察されたこども園についてであります。軽米町認定こども園準備委員会設置要綱に基づき、7月15日付で13名に委員を委嘱し、準備委員会を組織したところであります。これまで認定こども園における教育及び保育に関する全体的な計画、デイリープログラム、行事計画、子育て支援事業についてご協議いただき、9月には岩手県へ事前相談に関わる資料を提出したところでございます。また、準備委員会においては、新たな施設の名称、閉園後の軽米幼稚園の利活用についてなど幅広く協議いただいたところでございます。

また、視察研修についてであります。7月21日に委員、担当者計10名により岩泉町立いわいずみこども園を視察し、指導計画や運営に関する内容についてなど実務に参考となる事項について視察したところであります。

次に、新しいこども園の特徴的な取組は何か。また、軽米幼稚園で行っているお茶会などの特色ある活動についてはどのように考えているのかについてお答えいたします。新しいこども園での取組については、準備委員会において協議いただいたところであり、現在軽米幼稚園で取り組んでいる講師を招いてのボール遊び、お茶会、ALTによる英語教育を継続し取り組んでいくこととしたところでございます。実施に当たっては、講師の皆様、教育委員会事務局との調整が必要となりますが、園児の運動へ対する好奇心の醸成、身体操作性の向上、日本の伝統文化を通じての豊かな人間性の育成、英語教育、異文化との触れ合い等、特色ある教育、保育として取り組んでまいりたいと思っております。

次に、こども園として使用予定である軽米保育園の施設について、改修や増設の

予定についてお答えいたします。来年4月より認定こども園として利用する軽米保育園については、現在の静養室が狭小であること、また新型コロナウイルス感染症対策の観点から、隔離する施設として医務室の増設を予定しております。今回第7号補正予算として計上させていただいたところでございますので、ご審議のほどよろしくお願いをいたします。

次に、軽米幼稚園のトイレ改修やエアコンの設置が予定されているが、閉園後の軽米幼稚園の活用予定についてお答えいたします。閉園後の軽米幼稚園の活用については、準備委員会においても協議いただいたところであり、数点の案が提案されたところでもあります。内容についてでございますが、1点目は認定こども園の臨時的な施設として利用すること。2点目は、児童クラブとして利用すること。3点目といたしまして、公園としての利活用のほか、公民館等多目的な施設として利用することでございます。町としては、提言の内容をもとに検討した結果、新型コロナウイルス感染症対策として認定こども園での活動、行事における3密の回避の観点から認定こども園の臨時的な施設として、また先ほど申し上げました特色ある教育、保育の取組の中においても軽米幼稚園の施設を利用できるようトイレ改修やエアコン設置を計画したところであり、一般会計第6号補正予算として設計業務委託料、工事請負費についてご承認いただいたところでございます。

なお、その他の活用方法についても社会の状況を考慮しながら随時検討してまいりたいと思っております。

次に、こども園の園長の人選や職員の増員については、どのように考えているかについてお答えいたします。初めに、園長の人選についてですが、幼保連携型認定こども園の園長については、就学前の子供に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則において、教育職職員免許法による幼稚園教員免許状及び児童福祉法による保育士資格のほか、在職年数等の資格要件が定められておりますが、設置を予定している保育所型認定こども園については、特に規定等は定められていない状況となっております。しかしながら、園長の人選については、教育及び保育並びに子育て支援を総合的に提供する施設として円滑な管理運営が行えるような職員の配置を検討してまいりたいと思っております。

また、職員の増員についてのご質問についてでございますが、軽米幼稚園児が認定こども園へ編入することとなり、それらの影響も考慮し、現在の軽米幼稚園教諭について、認定こども園への配置を考えておりますが、増員については、他の保育施設での人員配置の状況も鑑み、慎重に検討させていただきたいと存じます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） ありがとうございます。来春から新しく認定こども園としてスタートするわけですが、子育て世代の保護者はもちろん町民誰もが新しくなってよかったと思えるような施設であってほしいと思います。認定こども園の機能は、地域における子育て支援を行う機能として全ての子育て家庭を対象に子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う施設であります。先ほどの答弁の中で、こども園の機能に合った施設になると感じて安心しました。今は、核家族化していますので、子育てに不安を抱えている保護者にとっては、相談する場ができて安心だと思います。もちろんめぐかるやピヨピヨ広場でもできますが、専門での場所が一番だと思っております。

そこで再質問ですが、相談活動に合わせて一時預かり保育もしてはいかがでしょうか。何かあっても預ける場所がない保護者にとっては、とても助かると思います。職員の増員などによって可能になると思います。いかがでしょうか。

それと今の軽米保育園は、平成2年に建築されています。これまでも未満児が増えたりして、増改築して使用してきたと思います。老朽化しているところもあると思われま。本来であれば、新しくこども園としてスタートするのが本当だったのかなと思っております。近い将来新築されることを考えているのかどうか伺います。

答弁よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 一時預かりに関しては、いろいろ皆さんからご意見等十分お聞きしながら検討はしてまいりたいと思っております。

また、新築につきましては、当面はやっぱり改修等で対応してまいりたいと思いますが、しかるべきには、そういった検討もしていかなければならないかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 田村せつ君。

〔5番 田村せつ君登壇〕

○5番（田村せつ君） 分かりました。ありがとうございます。軽米町の子育て支援はどこにも負けないくらい医療費の助成など、いろんな面から支援されていて素晴らしいと思っております。来春からスタートする認定こども園が保育業務だけでなく、子供たちの体験活動や一時預かり保育、育児相談など、特色ある認定こども園としてスタートしてほしいと思っております。子育て世代にとって頼れる場所が1か所にまとまってあるということは、子育てしていく上で安心だと思います。子育てしやすい環境づくりこそが大切だと思います。ぜひ実現していただきますようお願いいたします。

願いしまして私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 子育ては非常に大変なことでございますので、様々なご意見等を皆さんからお聞きしながら総合的に、そういったご提案いただいている面も含めて総合的にこれからはしっかりと対応してまいりたいと思っております。

以上でございます。

◇4番 中村正志 議員

○議長（松浦満雄君） それでは、次に移ります。

中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 私からは（仮称）かるまい交流駅整備によるにぎわい創出についてお伺いします。

町民待望の（仮称）かるまい交流駅の工事がついに着工されました。特にステージ付大ホール、文化会館的施設は、軽米町民にとっては長年の課題であったと思われます。これまでににおいても文化会館の整備については、建設審議会の答申を終え、あとはゴーサインを待つばかりのときもありましたが、先送り、先送りが続き、時代の変様により審議会答申の効力も失われるものでした。町民にとっては、ついにという思いが多いのではないのでしょうか。整備計画においては、なかなか進まないときもありました。私も初めて議員に立候補したときは、生涯学習施設の実現を公約に掲げ、毎回のように交流駅整備について一般質問を行い、理解に努めてまいりました。結論として、交流駅整備は、町中心部のにぎわい創出による町の活性化を目指すものと理解しています。2年後には、施設は完成します。完成後の運営等町中心部のにぎわいをどのようにしてつくり出していこうとしているのか4点についてお伺いします。

第1点目として、施設の位置づけはどうなるのか。町中心部のにぎわい創出をいいますが、施設は大ホールと図書館が大きなウエートを占めています。社会教育施設としての位置づけなのか、商工観光的な位置づけなのかなど、現時点でのお考えをお伺いします。

前回の議会では、管理は町の直営とすると答弁されていましたが、所管課はどこになるのでしょうか。複合施設ですので、新たな組織再編を行おうとしているのか。職員体制の考えも含めてお伺いします。

次に、交流駅は現在仮称ですが、今後正式名称を決めていくと思われませんが、決定に至るまでの日程また施設名称のイメージをどのように考えているのか。正式名

称や愛称など、考え方はいろいろあると思います。例えばお隣九戸村のオドデ館やH O Zホール、二戸市のアツマランカやナニヤートなど、方言を生かした、地元の特徴を生かした名称など、考え方はいろいろあると思います。また、図書館や大ホールなどは別々の名称としようとするのか併せてお伺いします。

3点目をお伺いします。施設が落成すれば、当然こけら落としを行うと思われませんが、どのようなイベントを準備しようとしているのかお伺いします。一発大会的な一度の開催で何も残らない催しにしようするのか。または、落成イベントを契機に今後継続的な活動につなげられるようなものにするのか。2年はあっという間に過ぎてまいります。今の時期は、来年度の予算編成を進めていると思います。落成記念イベント事業も含めての事業計画が必要ではないでしょうか。今から準備が必要と思われまますので、その考え方をお伺いします。

例えば町民待望の大ホールが完成するのですから、町民ボランティア等との連携を深めながら町民劇を披露し、今後継続的な活動につなげることはいかがでしょうか。軽米町には有能な人材がいると思います。文化協会50周年記念事業として取り組んだ町民劇は大成功だったと記憶しております。大ホールの活用、町の人材活用及び発掘にもつながると思われますが、実施に向けてぜひ検討いただきたいと思ひます。大変な事業だと思ひますが、検討の余地はあると思ひます。

最後の4点目をお伺いします。現在の中央公民館、図書館の今後の活用の考え方をお伺いします。中央公民館は、軽米地区公民館も兼ねていますので、今後の利用も可能と思ひれます。図書館は、図書館機能はなくなりますが、歴史的建物としての活用は考えられないでしょうか。旧生活文化博物館の蔵の活用も併せて考えてもいいと思ひます。また、町民利用の多い公衆トイレは廃止するのでしょうか。古くなっておりますが、公衆トイレは、意外と多い利用があると思ひれます。ぜひ改修してでも残したいと公衆トイレは思ひれますが、どのようなお考えでしょうか。町民の生涯学習と憩いの場として平成2年にふるさとコミュニティーゾーンとして整備されたものです。交流駅を単体の施設として捉えるのではなく、各施設との連携を深めながら町中心部のにぎわい創出を生み出すべきと思ひますが、現在の公民館、図書館の跡地利用も同時に検討していくことは緊急の課題と思ひますので、今後の活用方法についてお伺いします。

以上、交流駅整備による町中心部のにぎわい創出についてお伺いしました。答弁方よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の交流駅整備のにぎわい創出についてのご質問にお答えいたします。

最初に、施設の位置づけについてでございますが、社会教育施設あるいは商工観光施設と、明確に区別し位置づけするものではなく、交流駅建設検討委員会を中心とした意見等を参考に出会い、学び合う、触れ合うことから生まれる社会教育的な交流と連携の拠点、商工会や専門商店会等との連携による中心商店街のにぎわいを創出する拠点、子供から高齢者まで多世代が多目的に気軽に利用し、交流できる拠点として利用いただける施設の建設を目指すものであります。

施設内容は、老朽化した中央公民館及び図書館の更新施設としての多目的ホール、図書館、子育て支援施設、トレーニングルームの整備がメインとなりますので、現在のところ施設の維持管理につきましては、教育委員会事務局による直営での管理を想定しておりますが、商工会からも管理の一部を委託しながら町民の皆様方にご不便をおかけしないよう適正な職員配置について引き続き検討を進めてまいります。

次に、かるまい交流駅の名称についてですが、開館は令和5年4月1日を予定していることから、令和5年3月の定例議会において建物全体の設置条例をご議決いただきたいと考えております。それまでに正式名称及び愛称等について一般公募を行い、建設検討委員会等のご意見を参考に決定してまいりたいと考えております。

なお、施設の個々の利用については、関連する施設等との整合性等を視野に今後検討してまいりたいと考えております。

次に、落成イベント等の準備についてお答えいたします。交流駅建設の準備を進めながら、この施設でイベント等を集中して開催できるよう町で主催するもの、各種関係団体で実施する事業などを調査してまいりました。その中で、多目的ホールを使ってのステージイベントとしては、生涯学習フェスティバル、芸術文化や郷土芸能団体の発表会、小中高生の音楽発表会などがあります。落成の際には、あらゆる分野で活動を続けてきた団体を中心としたステージイベントを開催し、広く町民からも関わっていただき、思い出に残るものにしたいと考えております。

お話のありました町民劇もそうですが、交響楽団演奏会やよさこいソーランの共演なども考えられます。そのイベントが定着した活動となり、新たな人材の発掘にもつながることを期待しております。今後につきましても、芸術文化団体をはじめとする皆様のご意向を伺いながら早急に検討を進めてまいります。

次に、現在の軽米中央公民館、町立図書館の活用の考え方についてお答えいたします。議員のお話のとおり、平成2年に総合的な学習ネットワークの形成と安らぎのある施設として町民の皆様から利用いただくため、軽米中央公民館、町立図書館、それに蔵を活用した生活文化博物館を設置し、ふるさとコミュニティーゾーンとして整備してまいりました。軽米中央公民館は昭和37年に建築、町立図書館は昭和25年建築され、ともに年数を経て老朽が進んでおります。また、併せて整備した公衆トイレにつきましても小破修理は行っているものの、外装、水洗設備等々の傷

みが目立つことも把握しております。今般かるまい交流駅建設においては、軽米中央公民館と町立図書館の更新とともに、町民誰もが気軽に集える憩いの場としてのふるさとコミュニティーゾーンの役目も引き継ぐことで考えているところでありませす。既存の軽米中央公民館や町立図書館、併設する蔵、公衆トイレ等につきましては、その有効活用や跡地利用についても含めてかるまい交流駅の運営準備と併せて広く町民の意見を伺いながら検討を進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔４番 中村正志君登壇〕

○４番（中村正志君） 答弁ありがとうございます。新しい施設でございます。管理に關しても教育委員会だけではない、商工観光だけでもない、多目的利用であるということのようですので、それらが全て網羅されるような形でのというふうな言い方をされました。でも、現実は大変難しいのではないかなというふうに私は思います。まず、いずれ公共施設というのは、役所が補助金や起債などを活用して大金を使つてすごく立派な施設整備を行います。どこの市町村でも同じことが言えると思ひますが、造るまでは一生懸命ですが、完成してからの施設運営、施設経営という点がおろそかになっているように感じられます。町民は完成するまでより、完成後に自分たちがどのように活用できるのかということのほうが比重が大きいものと思ひます。

この交流駅においても２５億円を超える経費を使つて整備します。完成後、使つても使わなくても維持管理費、光熱水費など何千万円というお金が年間使われると思ひます。多分使用料というのは微々たるものでしょう。毎年税金を使つて維持していかなければなりません。町民は、人口減少における少子化、高齢化の時代においてどのように受け止めるのでしょうか。黙つていても管理費はかかるのです。ただし、町民の心の栄養が満たされれば、これに勝るものはないと思ひます。ということは、活用方法に創意工夫し、毎日町民が憩いの場として、楽しみの場として使用できる体制づくりが今後の大きな重要課題だと思ひますが、２年後に完成が迫つている現状において、今答弁されてはおりますけれども、果たして間に合うのかなと心配な点があります。

いずれ管理については、教育委員会が主体になって、そこで商工会も一部を管理すると言ひ方をされました。多分商工会の事務室が商工会に委託されるというか、そこに入るというふうなことがあるのではないかなと思ひます。そこにはまた子育て支援センターというふうな名称の中での施設整備もあるようです。その辺を子育て支援センターであれば、多分教育委員会の社会教育の観点で教育分野として一緒にやるのかなというふうに想定もされますけれども、ただこれまでの社会教

育施設等の経営状況を見た場合、ただ管理しているという現状で施設の中をどのようにして経営していこうとしているのか、利用者を増やそうしているのか、そういう施策が果たして今までであったのでしょうか。はっきり言って、そういう点は、管理だけで終わっているような気がします。その辺をもっと十分にやっぱり検討して、もっともっと利用者側の立場に立ってやるべき施設経営を考えていくべきだと思いますが、その点について再度答弁をお願いしたいと思います。

また、こけら落としについては、これまでの行われてきたイベントを総力で行うというお話もありました。それはそれで今までやってきていますので、できるかもしれない。しかし、大ホールがなくてできなかったイベントというのもあったのではないのでしょうか。やはり大ホールができたからこそできるイベントというのが多いのではないかなと。例えば何年かに1回町民体育館を使わないとできなかったというイベントもこれまであったように思われます。やはりそういうふうなのが今度は大ホールがあればできると思います。ホールも広いし、観客も多く望める。であれば、そういうものの発想をやはりいま一度するべきではないのかなと。そして、町民の協力を得ながら町民がいきいきと活動できるような体制づくり、やはりそれが町民のにぎわいづくりにつながるのではないかなと思います。いま一度、今までやってきたのをただやるというふうな考え方ではなく、新たな発想の中でイベント等を考えていくというふうなことをお願いしたいと思いますが、その辺のところを再度答弁方お願いしたいと思います。

また、名称については、何か今はまだまだ、これからだとは思いますがけれども、一般公募して検討委員会等という、それだけでいいのかなと。やはり町としてももっともっと検討して、ここはこういうふうなイメージでというふうな何かしら考えた上でやるべきではないのかなと。先ほどお隣の例等を出しましたけれども、軽米町のこれまでの施設名称を見ますと、フォリストパーク、これは自然公園を片仮名にしたような、ミレットパークは当時事業名がミレットパークだったと思います。ミレット事業というふうな事業、それをそのまま活用した。何かそういうふうな感じでハートフルスポーツランドもそれを設計した段階でハートフル何とかというふうな形でやって、そのまま名前をつけている。ミル・みるハウスだけは、何か職員が考案したような気がしておりますけれども、そういう点でいま一度名称に対して苦労していないなという、そういうふうなところが感じられます。

いま一度それこそ九戸村のH O Zホールではないのですけれども、九戸に行ってほずを買ってこいというのが今評判になっておりますけれども、そういうふうな思い切った、軽米町の特徴を生かしたものというものを発想できないものかなと。だから、その辺のところを、逆に言えば、そういうものをつけたいという願いがあれば、そういう形で一般公募の中にも取り入れていけるとは思いますけれども、ただ皆さん

何がいいですかだけでは、果たしてどのような名称が生まれてくるのか、ちょっと不安なところもございますので、せっかくもう何十年に1回しかない施設ですので、軽米町の最高の中核的拠点施設になると思いますので、それをどこにも誇らしげなものとして名前をつけていただくことをお願いしたいと、そのことについて再度ご答弁をお願いしたいと思います。

あと現在の中央公民館、図書館等については、老朽化、老朽化、それは今言わなくても前々から分かっていること。しかし、使えるものは使う、どのようにして使えばいいか。交流駅ができたから交流駅だけでもうにぎわいを創出していくのだではなく、やはり現在の中央公民館、図書館、そして物産館または今閉園となる幼稚園と、その辺までのエリアをちょっと広いエリアの中にある施設をどのような形で連携して人的動きを活性化していくかということも考えてもいいのではないかなと。交流駅だけで果たしてどうなのかなという気がします。ですから、その辺のところももっと幅広く考えるべきではないのかなと。公衆トイレも古い、古いとは言いましたがけれども、実際あそこは使われています。日中も高齢者の方々、または夜は夜でそれなりの人たちが使っている。そういう現状を踏まえた上であそこは必要な部分だなというふうなのを感じている人はかなり多いのではないかなと、その辺のところももっと現地を調査した上で、ちょうどあそこも町の中心部の中にあるので、小公園的な形でも残せるものは残して活用して子供の行き場といいますか、行く場所も確保してほしいなど。

物産館が今はかなりお年寄りの方々にといいか、高齢者の方々、ほかの買い物に来ている方々が待合室として活用されていると思います。当初小学生や中学生もいっぱいそこに集まったということを知っています。しかし、あまり集まり過ぎてごちゃごちゃして逆に学校のほうから小学生、中学生はそこには行くなというふうな禁止令が出たというふうな話も聞いたことがあります。逆に言えば、子供たちのそういう学校を終わってからの遊び場といいますか、集まる場所もないということもあるのではないかなと。だから、そういうふうなことも考えれば、そういう現在の中央公民館なり、幼稚園なり、そういう物産館等も併せてトータルでの活用方法を考えて、町がもっとにぎわうような工夫もあってもいいのではないかなというふうに考えますが、その辺も含めて再度答弁をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいま様々ご提言をいただきました。大変感謝申し上げたいと思っております。議員の今ご提言いただいたことも含めて、私町民の方々から今後ともまた広くいろんなご意見をお聞きしながら、議員おっしゃるとおり、その満足度

の向上、これがやはり交流駅の建設の目的でもございますので、まだ2年強ございますので、いろんなご意見等をお聞きしながら官民連携した取組をしながら皆さんに愛される施設にしていきたいと思いますというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） まだ2年あるのかと思うか、もう2年しかないのか、その辺の考え方があるかと思えますけれども、それだけをやっているわけではないと思えますので、やはり計画的な形で準備を進めていくということは、非常に重要なことではないかなと。やはり今整備をしている、施設整備していれば、工事のほうだけに目がいきますけれども、やっぱり並行してその後の施設経営、私は施設経営という観点を非常に求めたい。運営というか、維持管理をしていくだけではないと。やはり今いろんな施設を見ていると、外なんかであれば、草刈りをやるために行っているというふうな人たちが結構多いです。そういうのも重要な仕事かもしれませんが、いかにしてその施設にお客さんが来てもらうかということのを企画すること、それをして、それが使用料につながるかどうかは別として、やはり利用者が増えれば増えるほどその施設がいきいきとするということ。それがお金、税金を使って維持管理してもいいのだというふうに町民はみんな満足するのではないかなと思えます。

先ほど町長が町民の満足度というふうなことを観点に入れながら今後検討していきたいというふうな答弁をされました。そういう観点の中で、公共施設ですので、収支をどうのこうのというふうなことよりは、やはり町民の満足度をいかにして盛り上げるかというふうなことが一番重要なことだと思いますので、その辺のところを今回は初めてこういう質問をさせていただきましたので、今後私もそれなりに勉強しながら今後また質問して提言させていただきたいと思えますので、この質問については、これで終わりにさせていただきます。

続きまして、次の第2点目の質問に入らせていただきます。第2点目の質問については、町営建設工事、建築工事の入札について、業者指名の基準等について伺います。町営建設工事の業者指名において、町のホームページで公開されている平成24年度から令和2年度までの入札結果表を見たところ、特に建築工事2級の発注工事においては、平成29年度までは町内業者中心に、建築2級の上位や下位の業者も指名しているようですが、平成30年度からは、町内業者1社以外は全て町外の2級業者を指名しているように思われます。

建築工事において2級工事に上位の1級や下位の3級も指名することは可能なようですが、一貫した業者指名が行われているのか疑問を感じるようです。指名業

者の選定において、どのような過程を経て決定されているのか。一貫した業者の指名が行われているのかお伺いします。

次に、町の工事は、地元業者優先での指名は、誰しものが願うところだと思います。しかし、平成30年度以降は、町内業者1社以外は、ほとんどが町外業者です。落札業者は、町内業者のようですので、それはそれでいいとしても、町の業者間の競争がないというのはいかがなものでしょうか。町外業者を選定するときの基準についてお伺いします。

3点目をお伺いします。業者選定委員会があるようですが、その委員、組織の位置づけはどうなっているのでしょうか。副町長不在ですが、私の認識では、委員長が副町長だったと思っておりましたが、現在はどなたが委員長なのかお伺いします。

また、業者選定までの事務的な経過は、どのように行われているのかお伺いします。その間における町長からの指示が行われているのか。担当者が選定委員会に提案するまでの事務経過についてお伺いします。

4点目についてお伺いします。建築工事における町内指名業者で1級、2級、3級の業者は、それぞれ何者ずつ登録されているかお伺いします。

最後の5点目についてお伺いします。旧いちい荘の解体工事は、さきに譲渡した社会福祉協議会が行うようですが、先頃入札が終わり、解体工事に入るようですが、当然役場の専門職員の指導があって行われたものと思われませんが、入札の際の指名業者の等級は何級だったかお伺いします。

また、その指名業者のうち町内業者は何者か、町外業者は何者か、それぞれの内訳をお伺いいたします。そして、落札業者は、町内業者か、町外か。落札金額は幾らだったかお伺いします。

また、解体工事における予算額及び財源内訳についてお伺いします。

社会福祉協議会の事業かもしれませんが、軽米町からの補助金、貸付金等もあると思いますので、お伺いするものです。

以上、町営建設工事、建築工事の入札における業者指名の基準等についてお伺いしました。答弁方よろしくお願ひいたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 中村議員の町営建設工事の建築工事の入札に関するご質問にお答えいたします。

初めに、指名競争入札に関わる業者選定の基準について申し上げます。町営の建設工事の指名競争入札に関わる業者選定に当たりましては、工事の種類に応じて軽米町営建設工事請負資格者名簿に登録された業者の中から契約予定金額に応じて等級区分に格付された業者を選定することを原則としております。格付された業者が

少数であるときや災害などの事情があるときなどは、等級の上位または下位の等級に格付されている業者から選定できることとしております。

また、指名する業者数は、原則5者以上とし、やむを得ない事情がある場合でも3者以上と規定され、町内の資格者で施工可能な工事については、町内資格者に十分配慮するとの規定も設けているところでもあります。そのような規定を踏まえ、工事ごとに指名可能な業者数に応じて等級の上位または下位の業者を選定する場合がありますほか、一つの事業に複数の種類の工事が含まれている場合は、その種類の許可業種を加味しての選定としているものであります。

指名業者の選定に当たっては、それらの規定を踏まえ、等級の格付に応じた町内資格者から選定し、資格者が少ない場合は、町外の事業者も選定対象にしているところでもあります。

次に、業者選定に関わる組織についてお答えいたします。指名する業者の選定は、町営建設工事競争入札審議会において審議することとし、委員長は副町長となっておりますが、委員長不在の場合は、副委員長である総務課総括課長が職務を代理することとなっております。

業者選定までの事務経過につきましては、入札業務の担当課である総務課が基準に従い業者を選定の上、審議会に諮り、審議会においては、選定基準との適合等総合的に審議の上、決定しているところでもあります。

次に、建築工事における町内業者の登録状況についてお答えいたします。建築工事における等級別の町内業者数につきましては、1級と2級がそれぞれ1者、3級が6者となっております。

次に、旧いちい荘の解体工事についてお答えいたします。旧いちい荘の解体工事につきましては、社会福祉法人軽米町社会福祉協議会が行うものでございますが、指名業者につきましては、町の指名業者の考え方と同じ考え方で行っていると聞いております。

今般の解体工事の指名業者の等級等でございますが、解体工事の設計額を基に軽米町営建設工事請負資格者名簿に登録されている町内及び二戸、久慈管内から建築工事2級で解体工事の許可を受けている4事業者全てを選定したと聞いており、内訳は町内1事業者、二戸、久慈管内3事業者ということでございます。

落札事業者は、町内の事業者で入札額は、税抜きで5,830万円、これに10%を加算した金額で落札となっております。解体工事の予算額は、7,150万円。財源につきましては、県の老人福祉施設等整備費補助金の一部3,675万円といちい荘での積立金とその財源となっており、町からの補助金及び貸付金につきましては、いちい荘の新築工事費及び備品等の購入に充てるための財源となっているものであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 答弁ありがとうございました。業者選定の指名基準につきまして、町営建設工事の請負契約に係る指名競争入札参加者の指名基準に基づいて行っているということだと思います。その指名基準の資料で私もちょっと勉強させていただきましたけれども、1つ目は、指名総数は原則として5者以上、やむを得ない理由がある場合は3者以上となっています。2つ目として、町内業者で施工可能と認められる工事については、町内資格者に十分配慮することとあります。また、3つ目として、当該等級に属する者の中から適格者が得られないとき、または少数であるときにおいては、直近の上位等級または下位等級に属するものの中から指名することができるかとあります。このことは、答弁の中にもありました。ただ、指名基準にこのように基づいて行っていると答弁されましたが、これまでの入札の指名状況を見た場合、5者以上や町内資格者への配慮、または上位等級、下位等級からの指名などを当てはめた場合、必ずしもそうとも言えない現状のように見受けられます。

例えば平成30年以降の町民体育館の床改修工事、昨年、今年の町営住宅の長屋住宅、火葬場解体工事、ミル・みるハウスの改修工事等については、町内の1業者以外は全て町外業者で5者指名となっています。しかし、町内業者で施工可能な工事には、町内資格者に十分に配慮することと、少数である場合、軽米町にその資格者が1者しかない場合はということですが。直近の上位、だから2級の場合は1級でもいいと、または下位の等級、3級でもいい。先ほど町内の業者1級が1者、2級が1者、3級が6者登録されているというふうなお話がありました。それぞれの上位、下位等級の事業者を指名することができるかとあるわけですが、その先ほどの入札関係については、町内業者の指名が1者だけというには、あまりにも町内業者への配慮に欠けていると思われませんが、このことについてどのように町長はお考えなのか再度お伺いします。

軽米町が発注する工事ならば、やはり町内業者への配慮が当然であり、町の経済を潤すにも町長として当然の町政運営であると思うのですが、いかがでしょうか。答弁方よろしくお願ひします。

また、審議会、業者選定については、審議会に一任しているような答弁、総務課で行って、選定委員会にかけているというふうな答弁でした。そのとおりだとは思いますが。では、その間に町長の意見は全然入らないのか、ちょっとそのことについて再度お伺いしたい。全く町長の意見を通さないで審議会で決定されたことで、それを最終的には町長に決裁を持っていくと思ひますがけれども、それをただ単なるめ

くら判でしか判こを押していなかったのか。やはり今までの経緯、私が言った町内業者に配慮することとか、そういうことを考えた場合に、ちょっと町長の疑問をすべきではないのでしょうか。その辺のところをちょっと疑問に感じるわけですが、再度そのことを町長からお伺いしたい。

または、審議会、副町長が不在で、現在の課長級の方々だけの審議会、それで業者選定するというには、あまりにも荷が重いのではないのでしょうか。そこで決定されたものが全て決定ということで果たしていいのかなと、そこに副町長がいる、いないというふうな部分についてもちょっと課題はあるかと思えます。

これまで、先ほどは平成30年以降の話をしてきましたが、それまでの平成24年から平成29年度までの建築工事2級の指名に対しては、上位等級や下位等級の業者の指名もされていたようです。平成30年度からは、町内1業者以外は全て町外というふうになっていると。やはりこのことについて町長は審議会に対して指導をする必要が当然あるべきだと思いますが、その点について併せてお伺いしたいと思います。

また次に、入札する場合、予定価格と最低制限価格を設定されていますが、予定価格は発注者が事前に設定する落札上限価格のことです。最低制限価格は、事業者がその工事をしっかり行うのに必要な経費などを勘案し、あらかじめ設ける価格の下限です。予定価格を上回ると無効になり、最低制限価格を下回ると失格となります。このことから指名業者は、予定価格から最低制限価格の間での工事費等を積算しながら業者間の競争を意識して算出した金額が入札額になると思います。各業者も必死な思いで金額算出に努力しているものと思われます。

そこでお伺いしますが、その微妙な専門的な計算をしなければならない予定価格と最低制限価格は、誰がお決めになっているのかお伺いします。多分決定後は、誰の目にも触れることのないように保管され、入札後に開封され、入札金額と照合されるものと思われます。

予定価格と落札額との比較で一例ですが、最近行われた新萩田2号団地の町営住宅5棟の入札結果を見ますと、6者指名のうち1者を除き5者が仲良く1棟ずつ落札されていました。しかし、その落札額ですが、落札した1業者だけが予定価格内の金額ですが、ほかの5業者は、全て予定価格を上回っていました。このような状況をどのように受け止めておられるのでしょうか。

昨年の議会から新萩田2号団地の町営住宅の落札額が町内での一般住宅に比較して、あまりにも坪単価が高いことで話題になっていましたが、国庫補助金等による単価設定基準に沿ったものと理解し、予定価格設定の基準と業者が計算している基準の差があったものと言えばそれまでですが、あまりにも明らかに予定価格設定基準の見直しも必要ではないかと素人なりに思うわけですが、いかがでしょうか。

もっと町内業者における実態の把握に努める必要があるわけですが、いかがでしょうか。この予定価格を上回る多くの実態についてどのようにお考えかお伺いします。

次に、関連してお伺いします。過日の全員協議会で担当課から入札から契約までの過程における公表については、これまで実施していた入札結果を契約までは、予定価格と最低制限価格は黒塗りとして公表しないと発表しました。公表要領でのきまりだからという理由でしたが、現実には合わないのであれば改正し、これまでどおりの公表でいいのではないかと思うのですが、何かあったのか裏を勘ぐりたい気持ちになります。そのときの議論においては、議員からは公表すべき、要領を改正すべきという意見が大半だったと思いましたが、その後このことについてどのように検討されたのかお伺いします。

次に、最後になりますけれども、旧いちい荘の解体工事についてお伺いします。旧いちい荘の関係は、町内業者1、そのほか町外業者4者ということでしたか、3者だったか4者、いずれ4者ぐらいのあれで設計額を基にして等級を決めて指名したというふうに答弁されました。しかし、先ほどの答弁の中で予算額は7,150万円、7,150万円といえ、等級でいけば2級でよろしいのでしょうか。私の認識では6,500万円だか以上は1級というふうに資料で見たような気がしますけれども、そこを再度確認したいと思います。なぜそれが2級になったのか。当然役場の専門職員等も指導されているものだと思いますので、その辺のところを再度確認したいなと思いますので、よろしくお願ひします。

この関係については、平成29年12月定例会の資料では、概算の全体事業費は11億3,000万円で設計から建物工事、外構工事までの令和2年度までの財源内訳をお示しして資料として私たちももらっていました。そして1年後の平成30年12月定例会前の全員協議会での資料では、岩手県に協議書を出した時点で概算事業見込額は建築費、旧建物解体撤去費、その他含めて12億3,600万円の金額というふうに資料の中にはありました。多分この中に今解体工事の予算額7,150万円が含まれていたものだと思いますけれども、やはり、ちょっと今疑問に感じた部分について再度確認したいと思いますので、そのことも含めてご答弁方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 中村議員のご質問に対して最初に私のほうから答弁させていただきます。

まず最初に、平成30年度を区切りとして、その前は町内の業者、上位、下位の入替えもあっても入札が行われていたが、平成30年以降は町外の業者になってい

るというふうなことがございました。これにつきましては、議員おっしゃるとおり、町長の答弁にも当然ございましたが、基準の中で町内資格者への配慮とか、あるいは等級に該当する事業者が少ない場合には、上位、下位を入れて入札、指名をしていたというふうなこと。この考え方は、平成30年度以前も同様であったはずだと私のほうは考えております。この上位、下位の等級の事業者を指名する場合は、町内の事業者が3者に満たない場合、その上位あるいは下位からの指名によって3者に達する場合は、その特例を適用して指名することになっているものでございます。ただ、3者に満たない場合には、その特例は適用せず、その指名のエリアを二戸、久慈管内の事業者に広げて、上位、下位の指名は行わず、地域を広げて指名するというふうな運営の仕方をしております。

今平成30年度以降は、上位の者が入っていないというふうなお話だったと思いますが、要はその当時に1級、2級にどれだけの事業者が登録されていたかというふうなこともあるわけでございます。町内事業者の配慮ということで町内の事業者優先で指名するべきではないかというふうなご意見と伺いましたけれども、やはり特例ありきでの指名となれば、等級の格付制度自体がどうかというふうなことにもつながっていくものと思いますので、その辺の視点を踏まえて運用の見直しが必要だと思っておりますけれども、それとあと町外の事業者でも一定の手続きを経て町に指名を受けたいというふうな考え方で資格者名簿に登録されてもいることでございますので、その要は公平性というのがどうか。先ほどの等級の格付制度、その辺で慎重な検討が必要になるろうというふうに思います。

あと副町長がいないことは、果たしてそれでいいのかというふうなことでもございますけれども、その審議会のメンバーは、副町長と、あと総括課長等をメンバーとしておるわけですが、町長答弁されたように、一定の基準の下に総務課のほうで候補業者を選定して諮るわけでございます。それが基準に適合しているかどうか、答弁のとおりになりますけれども、総合的に審査をして、適、不適を決定するわけでございます。決して1回ごと、それぞれの主観に基づく選定等は、逆に不公平、公平性に欠けるといふふうなことを招くことにつながりますので、そういった基準に基づくかどうか、そういうふうな判定の仕方をしているものでございます。

それと萩田住宅の落札結果についての考え方もございますけれども、その結果については、私どもも結果として受け止めざるを得ないというふうなことでもございます。その業者方の考え方によると思います。その予定価格を下回った事業者が1者しかないというふうなことなのではございますけれども、いずれ町営住宅の単価が高いのでというふうな議論も前の議会であったわけですが、その時点でもご説明を申し上げましたとおり、設計に係る基準に従ってのものでございますので、やはりそういった一定の基準で進めなければならないというふうなところでご理解をいただきたいも

のというふうに思います。

それとあといちい荘に関することにつきましては、健康福祉課総括課長の答弁とさせていただきますと思います。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 中村議員のいちい荘の解体工事に関するご質問でございますけれども、予算額が7,150万円であれば、1級業者が選定されるのではないかとということですが、そのとおりでございまして、ではなぜ2級業者が選定されたのかでございまして、いちい荘解体工事の予算額につきましては、アスベストがあるのではないかとということが取り沙汰されまして、そのアスベスト除去に係る費用についても予算額として計上していたというふうに聞いております。その処理に係る概算経費も含んでいたわけですが、実施設計による調査等でアスベストの除去は煙突内部のみということでありまして、その処理費用については少額で済むということが分かりました。それで、実施設計した予定価格、実施設計額は、2級業者の選定範囲内ということでありましたので、2級業者のほうを選定したというふうに聞いております。

以上で答弁いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 質問の内容をちょっと確認したいのですが、例えば1級、2級で入札できそうなのか、そういうふうな場合には、積極的にそういったことで町内の業者に相談できるような環境をつくっていくべきではないかということですか、そういうことですか。

それは、いろんな事業、事業にもよるとは思いますが、私あまりこういったことに強く意見を入れるということは、これもまたそれはそれでいかなものかなということになりますので、そこら辺はまた今後検討しながら慎重に対応してまいりたいというふうに思います。

以上、お答えいたします。

○議長（松浦満雄君） 中村正志君。

〔4番 中村正志君登壇〕

○4番（中村正志君） 最後の質問になりますけれども、今の答弁漏れもあったようですので、それも含めて最後、多分総務課総括課長の答弁になるかと思うのですが、先ほどの全員協議会で入札から契約までの過程における公表について、そのところを予定価格と最低制限価格を公表しないということは改正の必要があるのではないかとというふうな希望もあったわけですが、先日議員から結構強い要望

等もあったと思われまじけれども、その後検討されたのかどうか、そのこのところが答弁漏れだったと思いますので、そこをよろしくお願ひしたいと思ひます。

あともう一つ、今町長が業者関係については、あまり入らないといひますか、深く入り込まないといひのですか、といふふうなこと。ちょっと距離を隔てていていふふうな答弁と感じられましたか、ただ先ほど総務課総括課長が基準に沿ってまづ行っている。それはそのとおりでと思ひます。課長等だけで行ふ場合は、当然それしかないでしょう。課長だけで応用をきかせるといひのは、なかなか難しい部分、特にも業者間の利益等が伴う部分ですから、それは当然のことだと思ひます。等級の格付自体、運用の見直しも必要ではないかといふふうなことを今答弁されましたけれども、何かその資料は10年ぐらゐ前の基準なようですので、やはり当然何年かに1回ぐらゐずつは当然見直ししていくべきではないのかな、現状に合つたことが必要ではないかなと思ひわけですので、当然それは見直しすべきことであるかと思ひます。

ただ、平成29年度までは3者であつても町内の業者だけ1級、2級の建築に1級の方、3級の方といふふうなことまで含めて指名していた現状、その頃は審議会には多分副町長もいらつしやつたと思ひますけれども、そういう実態があつたのに、平成30年以降はもう規定どおりだけでやっているのだといひことは、果たして町民に対して理解してもらえるような答弁なのかなといひことをちょっと疑問に感じます。やはりその辺のところを総務課長といひよりは、やはり町長がその辺のところはきちんと考へて対処すべきだと思ひますので、そのことについての町長の公表要領等も含めて改正しなければならぬといひことであれば、町長が号令を出して指示すべき事項ではないのかなといふふうにお願ひしたいと思ひますので、そのこのところをよろしくお願ひしたいと。

また、いちい荘の当初予算額が7,000万円を超えたといひことで、その後設計業者が調べたところアスベストが使われていない、少量だつたから7,000万円ではなく、多分6,500万円以下になつたからといふふうな考へ方で2級といふふうなことだと思ひわけですけれども、ではそのときでもなぜ、当然当初は1級でも含めて町の基準であれば、上位等級また下位等級といひところもあるわけですけれども、そういうすれすれの金額のところになぜわざわざ町外、町内は1者であつた町外だといふふうなことにしたのか。これは、社会福祉協議会が決めたことですからといひばそれまでですけれども、ちょっとアスベストを調査した経緯がもしお分かりになれば、そこを再度ご答弁いただきたいと思ひます。

最後になりますけれども、いづれ町長は町長5期目に出馬するに当たりまして、町民1人あたり所得の1.5倍の実現を目指す、平成25年度対比で令和4年度までにと公約しております。建設業に従事している町民の方々の所得向上についてど

のようにお考えいただいているのでしょうか。建設業が豊かになれば、働いている人たちに給与が還元される。そのことによって町民所得も増えるという状況にも視点を当てる必要があるのではないのでしょうか。入札結果で予定価格を上回る入札金額が多いというのは、果たして適正な予定価格と言えるのか疑問に感じます。当然業者の方々も綿密な計算も行い、必要経費はどこでも同じでしょうし、もしかすれば、人件費等削減しながらでも競争しようとしているのかと思えば、公共工事として町の経済の活性化につながるかどうか疑問を感じずにはいられません。

軽米町の事業で軽米町民に還元されることは決して悪いことではないと思います。人口減少の今の時代、雇用や安定した収入の確保を望む町民の意見が数多く寄せられています。町長も企業誘致等にも努力されているとは思いますが、現有の建設業界の現状にも目を向けてもいいのではないのでしょうか。先ほど登録されている等級で1級が1者、2級が1者、3級が6者しかない。この現状は、多分かつての状況から比べればかなり減ってきているのではないかなと。逆に業者の体力が非常に弱くなっているのではないかなと。やはりここで少し行政の指導も必要ではないのかなというふうなことも感じるわけですが、いかがでしょうか。

私も朝外を見ますと、特に朝の6時頃から7時頃までは、久慈方面や八戸方面に行くトラックが数多くあります。軽米町民が町外へ仕事を求めて出かけます。軽米町の大きな公共事業は、町外の人に来て仕事をする。この現状をどのようにお考えでしょうか。何とか変えなければならぬのではないのでしょうか。軽米の事業は、軽米の町民の手でというふうな考え方、例えばほかの市町村での例を見ますと、業者指名の中では、あるところは他市町村の業者については、事務所を10年以上構えて、その町に納税して初めて指名されるというところもあるようです。また、その地元の住民を雇用していることが条件ですよということもある。そのような条件付の業者指名もあるということです。そのような考え方も検討されるべきではないのでしょうか。

軽米町の工事を、軽米町に税金を納めていない業者が施工し、利益を得るということは検討してもいいのではないのでしょうか。また、1級業者が1者、2級業者が1者という現状を踏まえた場合、1級工事や2級工事においてJV、特定共同企業体を組んで入札に参加できる体制づくりも必要ではないのでしょうか。入札の事前に共同企業体での参加も可能ということになれば、業者等も当然仕事をするためには努力するのではないのでしょうか。軽米町の公共工事を町に税金を納めていない業者に仕事をしてもらわなくても、軽米町民主体の工事請負体制に努力すべきと思うのですが、町長のお考えをお伺いします。かつて軽米町でもJVを組んだ仕事をなされたというふうなこともお聞きしました。そういうことも踏まえれば、当然今のところははっきり言って体力がない業者も増えてきているようなことも聞いておりま

す。やはりその辺のところを体力をつけてもらうためにも、そういう行政指導というのがあって町民所得の向上というものにつながるのではないのかなというふうに感じるわけですが、最後答弁方よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 先般全員協議会でご説明いたしました入札結果票の資料としての提示の在り方についてのご質問、1回目漏れておりましたので、ご回答申し上げます。

当方の考え方につきましては、先般の説明のとおりでございます。議員各位からは公表要領のほうを見直してはいかがかというふうなご意見、多数いただきましたけれども、協議会の中でも説明申し上げましたが、申し上げたのは、契約前に公表しているということは少数、やはり契約締結後に公表するというのが一般的と私のほうでは捉えております。中には、この議会に提案する案件については、契約締結後に公表するというふうな規定をしているところもあるようですので、やはりその契約締結前に出すべき情報かどうかというのは、各市町村、慎重に取り扱っているものと思っております。その後の検討の状況はということですが、まだ申し訳ございませんが、私どもとしての結論は出ておらず、検討中ということで答弁させていただきます。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 議員おっしゃるとおり、私も5期目は、1人当たりの所得を平成25年と比較し、1.5倍というような公約もしております。そういった関係の中でも1人当たりの所得向上に関しましては、労働生産性、それから就業率、それからその他分配率とか、そういった要素が非常に強いところでありますが、そういった中でも、やはり建築業というのは、こういった3つの要素を非常に持っております。現在この建築土木業で400人を超える方々の雇用をしておるというふうには私も認識しておりますが、そういった面では、私もこれは事情は知っております。そういった面でこれまでも大規模メガソーラー等含めまして、その中に地元の企業参入、建築、土木だけではなくて、様々な資材、弁当、それから油等もお願い申し上げながら、そういった計らいもしていただいてきておることも事実でございます。

そういった面で今後も議員ご提言のことも含めてどれぐらい官がそういったことができるのかは検討はしていきたいと思いますが、しかしあまり何回も言うとおりに、この件に関しましては。慎重に、やはりやっていく必要があるというふうには認識しておりますので、そういったところをご理解をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 健康福祉課総括課長、坂下浩志君。

〔健康福祉課総括課長 坂下浩志君登壇〕

○健康福祉課総括課長（坂下浩志君） 中村議員のいちい荘でのアスベストについてのごとにお答えします。

アスベストを処理費として見たことにつきましては、いちい荘がアスベストの規制の前の建物ということもありまして、もしアスベストが出たらということ、その処理費等を含めて予算を計上しておったものですが、先ほども言ったように実施設計の中でアスベストは煙突内部に少量あるということだけだったので、その処理費が少なく済むということ、2級の範囲になったものでございます。2級になって、なぜ上位のほうから軽米町内の1級業者をとということですが、1級から選んだとしても2者にしかならないということがありまして、2級の同程度で二戸、久慈管内まで広げて、それで4者にして入札をしたというふうに思っております。

以上、答弁させていただきます。

○議長（松浦満雄君） ここで感染症対策のための換気の休憩時間を設けたいと思います。正面の時計で40分まで休憩いたします。

午前11時30分 休憩

午前11時39分 再開

○議長（松浦満雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇7番 大村 税 議員

○議長（松浦満雄君） 一般質問を続けます。

大村税君。

〔7番 大村 税君登壇〕

○7番（大村 税君） 議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて質問させていただきます。私は、観光産業の振興政策についてお尋ねいたします。

軽米町の観光振興、交流人口拡大に関わる計画構想について1点お尋ねいたします。昨今世界的に流行する新型コロナ禍の中で観光交流等の移動が難しい状況となっているところでありますが、この観光事業の推進については、国において平成18年に議員立法とし、観光立国推進基本法が制定され、観光が21世紀の日本における重要な政策の柱と位置づけられたところであります。これを受けて岩手県においても、平成21年にみちのく岩手観光県基本条例を制定し、県の誇りとする自然、歴史、文化などを活用した観光振興の施策を市町村、県民、関係団体等と連携しながら推進し、観光産業を農林水産業や製造業などにも波及効果をもたらす総合的な産業としてつくり、育て、観光立県を目指すこととしております。

軽米町においては、平成27年を初年度とする軽米町人口ビジョン総合戦略において取り組み、基本目標の一つとして人が行き交う南部の十字路軽米の創生を掲げております。二戸地域、久慈地域及び青森県三八地域の中心部に位置する立地を生かして、近隣との交流、連携を活性化させていく計画として交流人口の拡大に関する諸施策等を展開しているものと考えております。この計画においては、計画最終年度の令和2年の目標値として、観光入込客数16万5,000人、インターネットによる情報閲覧数13万件などを目標に掲げております。また、町長は、交流人口40万人を目指すことなどを表明されていることなどを認識しているところでございます。

この状況を踏まえて質問させていただきますが、この5か年の軽米町における観光交流人口拡大に関わる施策の内容、実施した内容の検証などの実態状況はどのようになっているのかお尋ねいたします。

次に、観光交流人口拡大の方向について伺います。国の統計発表データでは、国内の訪日外国人観光数が年間3,000万人を超えるなど、年々増加しております。このような中でインバウンドを含めた交流人口の拡大政策に力を入れる自治体が増加しているとも言われております。全国の自治体の中においては、観光資源や歴史、文化などを活用した魅力の発信や観光交流資源の磨き上げなど、観光交流推進に関わる基本計画、交流推進ビジョンなどを策定し、それぞれの自治体の重要な施策として位置づけ、推進している自治体も多くあるようでございます。

そこでお尋ねいたしますが、軽米町において本年度は町づくりの基本計画となる総合発展計画の策定及び第2期の人口ビジョン総合戦略の策定に向け取り組んでいるものと思いますが、この期に分野別行政施策の基本計画として軽米町の観光資源、歴史、郷土芸能、食文化などの掘り起こしをし、育成を推進し、また国だけでなく、海外からのインバウンドも視野に入れた観光交流の指針となる計画を策定するお考えはないのか伺います。また、この計画策定の意向にあるとすれば、軽米町の観光交流事業の基本的な推進方策、考え方を併せて伺います。

3点目でございますが、現状の軽米町の観光政策等についてお伺いいたします。私は、観光交流の振興は、軽米の地域活性化を実現していくために重要な施策であると考えております。軽米町は、主要な観光資源として町内外に誇れる雪谷川ダムフォリストパーク・軽米等がありますが、開園後間もない年度においては、会場までのアクセス道路に渋滞するほど来場者があったと認識しているところでございます。

しかしながら、近年の来場者は、チューリップ開園の見所の時期の関係もあると思いますが、減少しているように感じております。フォリストパーク・軽米入場数の推移を見ますと、最大入込数は、平成13年において約13万人、年間訪れてい

るところでございますし、近年になりますと2万2,000人弱というところで約十数万人の減少となっております。このことについては、町においても検証し、方策を考えているものと思いますが、私はその要因の一つとして考えられるのは、アクセス道路の問題も大きいのではないかと考えているところであります。

町道板橋米田岡堀線の雪谷川に関わる深渡橋が狭く、かつ車両の重量制限などがあり、大型車両の通行に支障を来していることも大きな要因ではないかと考えています。当局においては、この深渡橋の拡幅改良等について、県に対して整備の要望をしているようでありますが、実現には相当の期間を要するものではないかと察しているところでございます。また、観光会社などの情報を聞きますと、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米を観光ルートに組み入れるには、往復の道路が同じルートにならないことが原則ということであります。そこで、このような課題を解消し、来場者や米田地区からの八戸方面、久慈方面への利便性の向上を図るために大型バスなどがアクセスしやすい道路として大規模林道八戸川内線から民田山、米田地区を経由して雪谷川ダムフォリストパーク・軽米にアクセスできる町道板橋米田岡堀線の整備改良を進めてみてはどうかと考えます。今後観光交流が推進される中で三陸方面から東北自動車道八戸軽米インターへの観光ルートなどが考えられ、このルートの中に雪谷川ダムフォリストパーク・軽米を経由することなどの可能性が高いものと考えますが、大規模林道からの町道板橋米田岡堀線の整備改良についての町長のお考えをお尋ねいたします。

答弁方よろしくお願いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 大村議員の観光産業振興政策についてのご質問にお答えいたします。

まず、1点目の町の観光振興、交流人口拡大に関わる計画構想の現状についてでございますが、新軽米町総合発展計画で掲げている交流人口40万人の目標の達成に向けて、町商工会や地域住民の皆様と連携を図りながら観光イベントの開催や広域連携による観光振興を進めております。また、軽米町人口ビジョン総合戦略では、「ひと」が行き交う南部の十字路・軽米の創生に向けて周辺地域との交流や連携の推進、情報発信に力を入れながら交流人口の増加に向けて取り組んでおります。現在当町の観光客入込数は、平成13年の28万人をピークに徐々に減少し、令和元年度は約17万2,000人とどまっておるところであります。

2点目の観光と交流人口拡大の方向性につきましては、軽米町人口ビジョン総合戦略でも掲げておりますが、まずは軽米町を知ってもらい、そして訪れる人が増えるような交流の町づくりを目指し、全ての世代を対象に食、伝統、イベント等によ

り町の魅力を発信することとしております。そのための具体的推進政策についてありますが、町の主要イベントに変化を加えながら継続的な開催と、その情報発信のため、経済的なつながりが大きい久慈市、二戸市、八戸市の3圏域との交流の活性化を進め、それらの地域に対して軽米町を知ってもらうことが最も重要であると考え、とりわけ八戸地域を強く意識しながら情報の発信に努めております。また、若い世代を含め、広く知ってもらうための手段として、ホームページのほか、インスタグラム、フェイスブック、ツイッターなどのSNSを活用した細やかな情報発信や写真コンテストなどの新たな取り組みなども進めておるところであります。

3点目の町の観光スポットの現状と今後の観光政策等についてお答えをいたします。最初に、雪谷川ダムフォリストパーク・軽米の現状につきましては、令和元年度の入場者数は約2万2,000人となっており、そのほとんどが春のチューリップ開花期間に集中しておるところであります。今後開園後30年を経過する本施設の計画的な修繕を行っていくとともに、春のチューリップ開花期間以外の年間を通した誘客が必要であることから、自然あふれる森林公園の魅力を引き出すためにもまずはアジサイの管理の徹底と宣伝に力を入れていきたいと考えております。

次に、ミレットパークについてありますが、令和元年度の年間入場者数は5,300人となっており、主に家族連れを中心にコテージ宿泊などの利用をいただいております。折爪岳の中腹に位置する本施設は、山内西、東ソーラーが一望できるロケーションであることから、施設内のミレットパーク、ソーラー館とともに、再生可能エネルギー推進の町づくりと一体となったPRを図ってまいります。また、ヒメボタルなどの資源や体験施設等との連携を深めていくとともに、施設内の200本を超える桜の木の手入れを計画的に進めていくことで春から秋まで楽しめる魅力的な施設になるよう取り組んでまいります。

次に、ミル・みるハウスについてありますが、令和元年度で年間5万人を超える利用者となっております。今後町の重要な交流拠点施設として施設の一部の改修工事とともに、接遇改善にも取り組みながら、より多くのお客様にご利用いただけるよう取り組んでまいります。

最後に、全ての事業において効果的な取り組みが求められている中、創意工夫を重ねるとともに、町民の皆様にもご協力をいただきながら魅力的な観光施設やイベントを目指し、交流人口の増加につなげてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 大村税君。

〔7番 大村 税君登壇〕

○7番（大村 税君） 前向きに推進する姿勢を伺い、心強く期待するものでありますが、先ほど交通アクセス道の整備計画等について質問いたしましたが、その件はちよっ

と弱々しく感じ、寂しさを感じるころですが、もう一度抜本的な基本計画等のお考えがあれば、お尋ねいたしたいと思います。

また、スピード感を持って具現化し、実施することを望みまして県においても県民と観光客の交流を通じ、団体及び事業者が一丸となって県民の将来にわたり豊かな生活を営めるよう条例を制定し、岩手県民計画2019年から2023年までの5年間で強化1次期間として推進しているところでもあります。本町においても、観光交流産業の方向性について各分野の幅広い世代からの積極的な意見を取り入れ、町全体の取組と指針を定め、計画を策定することを期待します。

そこで計画の基本的考え方あるいは計画の目標、推進体制実現の展望についてご見解をお尋ねいたします。よろしくお願ひします。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 零時00分 休憩

午後 零時01分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） ただいまの質問にお答えいたします。

今後の観光振興につきましては、今現在の総合発展計画の中でしっかりと検討しながら交流人口の拡大に向けてやってまいりたいと思っております。また、今の大規模林道と町道板橋岡堀線とのアクセス道路に関しましては、議員おっしゃるとおり、大変今久慈、二戸間の流量も徐々に増えておるようでございますし、また大規模林道は八戸と結ぶ非常にアクセス道路としても有効でありますし、また現在長倉、細谷地間の農道も工事に入っているようでございますので、そういった面で八戸と結ぶ主要道路として今後この整備に関しましては、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上で午前中の一般質問を終わります。

午後は、午後1時から再開いたします。

午後 零時02分 休憩

午後 零時58分 再開

○議長（松浦満雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

◇10番 山本幸男 議員

○議長（松浦満雄君） 一般質問を続けます。

山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 発言の機会を与えてもらいましてありがとうございます。去る11月25日、一般質問の締切日でありました。私、25日通告したわけでございます。その後12月3日の町議会の前日2日、全員協議会の案内がございまして、その全員協議会の中の議題の一つにご案内のとおり町を被告とする名誉棄損被害国家賠償請求訴訟に関する報告がなされました、若干の報告がなされた。ということでございますので、事件が、事件といいますか、議題が大きいものですから、町が訴えられている事件であり、通告もしておりますので、私なりに質問を改めてしたい、公的な場で改めて質問いたしますので、町長より答弁をお願い申し上げたい、そう思います。

質問の第1、町が告発を受け、係争中という情報があると、事実か。事実とすれば、その内容を改めて示してもらいたいということが第1点。

2点目、告発を受けたのは山本賢一個人か町長か、あるいは軽米町か。また、軽米町であるようでございますが、なぜ軽米町なのかということの説明をお願い申し上げます。

3点目、町民と議会の説明責任でございますが、私はこれは大切なことでありまして、必ずしなければならないことがあると、そう考えておりますが、そのことについて町長はどう考えておられるのか。10月13日、訴状の内容について当局から12月2日にもらった資料によりますと、10月13日に盛岡地方裁判所から第1回口頭弁論の期日と呼出状及び答弁書、催告状並びに訴状の写しを軽米町が受け付けたと。10月13日にこの事件が軽米的にはスタートしたというふうなことだと思います。10月22日に弁護士の委任契約を行ったと。11月13日、第1回口頭弁論が行われ、代理人である弁護士が出廷したというようなことなようでございます。12月2日に私たちはその内容について説明を受けたというふうなことでございます。

そこで私は、やはり町が告発というようなことでございますので、やはり説明責任というのは速やかになされなければならない、それを怠っている。今回の定例会の3日の冒頭で定例会では、いつも町長は政務報告という形で様々定例会ごとの間に起きた事柄の説明をいたしますが、その説明の中にも一切そのことは触れられておらない。これもまた残念なことだと。そういう捉え方、町民等に説明というやり方は、町民、そして議会、大事なこと、そのことが欠落していると、そう思いますが、いかがですか。

以上、3点。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） それでは、山本議員のご質問にお答えいたします。

私が町議会等の場において刑事告訴を受けていた件に関して事実無根である旨を説明したことなどについて告訴を行ったとされるものから、町に対してそのような行為によって、その者の名誉が棄損されたといった理由で損害の賠償を請求する訴訟が提起されており、町において訴訟対応を行っております。

なお、説明責任があるべきとのご指摘につきましては、私個人の刑事告訴の件につきましては、さきに述べましたとおり、検察庁において控訴を提起しない処分がなされたので、有罪判決を受けることはもちろん、刑事裁判を受けることすらなくなったということをご説明申し上げます。

また、私個人を被告とする民事請求につきましては、個人的な事項であり、町政とは無関係ですので、説明は差し控えさせていただきますが、私としては、刑事告訴の件と同様にいわれのない請求であると考えております。町が当事者となっております民事訴訟については、訴訟係争中であるため、詳細な説明は控えさせていただきます。なお、一般論として犯罪を犯した疑いがあるとして説明を求められた場合に、そのような疑いは事実無根であると説明する行為が、それだけで他人の名誉を棄損するものとなるものとは考えておりませんし、公職にある者として説明を求められた場合には、公的な場でも一定の説明をしなければならないと考えております。まして本件については、さきに述べたとおり、結局検察庁において控訴を提起しない処分がなされているわけでありますから、私が事実無根であると説明したことには十分に正当性があつたものと考えております。

私としては、いわれのない請求を受けたことにより、私自身はもちろん町としても多大な負担を強いられており、大変な迷惑を被っていると考えておりますが、今後も決して町政に影響が生ずることがないように職務に邁進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 関連して質問をしたいと思っております。町民あるいは議会に対する説明責任というふうなことの答えがなかったのではないかなど、そう考えておりますので、改めて質問申し上げたいと思っております。

それから、資料の中、この前2日の全員協議会の資料の中で役場が出した1枚の中で弁護士との委託契約というのがあります。その弁護士との委託契約についての中身について、それから弁護士が何名なのか、人数。そのことについて改めて説明

をお願い申し上げたいと思います。

それから町長、先ほど町長が述べた町長の例の事件につきまして刑事事件としては嫌疑不十分という裁定がなされて、様々訴追されることはない、それは終わったのだというようなことの説明でございましたが、今回はまた民事としてまた裁判が提起されていると。このことと、それからこれからの訴訟の関係については、合議という形で進むようになるのではというような情報があります。合議というのは、どういう意味をなすのか。私なりに考えますと、いずれ前の終わった事件、刑事の事件と民事の事件と一緒にして審理を進めていくというようなことなのかなと思っております。そうすれば、事件は、前の事件も終わっていない、あるいは嫌疑不十分というようなことの部分がまたクローズアップされるというようなことなのかというふうなことも考えますが、その点は合議という言葉と、それから嫌疑不十分というふうなことの意味について町長はどう考えておられるのか説明をお願いしたい。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1時11分 休憩

午後 1時12分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 町に対しての訴訟に関しましては、先般全員協議会で議員の皆さん方にその事実をご説明申し上げました。そしてまた、町民に関しましては、ただいま係争中でございますので、詳細の説明は控えさせていただきます。

以上でございます。

○議長（松浦満雄君） 総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 山本議員のご質問にお答えします。

まず、弁護士との委託契約でございますが、弁護士には、町の要は代理人としての位置づけでございます。ですから、町の意向あるいは弁護士として持つ事件、訴訟に対して対応していくと、そういうふうなことでございます。弁護士の人数については1名でございます。

あと刑事事件と今回の刑事告訴の件と今回の名誉棄損と一緒にやるというふうなことではないかというふうなことなのですから、そういう事実はないということでご理解をお願いいたします。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 再質問いたします。町民、議会に対する説明責任の件でございますが、町長は町民に対しては今係争中というふうなことで議会に対しては12月2日の全員協議会でしたというふうな発言をされました。しかしながら、このことについて裁判所から連絡があったのは10月13日でございます。それから議会に報告があったのは12月、その間に町長、総務課長でしたか、全員協議会の説明の中では、いとまがなかった、機会がなかったというようなことの説明をなされました。それで、それもちよつと時間は10月から11月、1か月半、十分にあるわけです。その中にやっぱり議会等には、町民にはそれは町が訴えられているわけですから、その中身は別にいたしましても、情報は提供すべきだと考えております。いとまがなかったということは、十分に日数的にはあったこと。それから、11月5日、臨時議会も招集されている。僕らとは11月の5日か3日かその辺です。臨時議会もありましたので、十分に説明する、報告する機会があったと私はそう考えます。そんな面では、自らの問題の関連する事件でもありますので、教えたくなかった、説明しづらかった、憤りを感じたとか、様々な理由があったと思いますが、やはり公的なやり取りでございますので、そういう面については、深く反省すべきだと、そう考えて言っておきたいと思えます。

それから、合議のことにつきましては、もう一度説明をお願いします。合議の裁判というような形になるだろうというふうな情報をもらいましたので、それらについては確かなことではありませんが、当事者にはないのか、個人的にもないのか、改めて質問。

○議長（松浦満雄君） 休憩します。

午後 1時17分 休憩

午後 1時18分 再開

○議長（松浦満雄君） 再開します。

総務課総括課長、吉岡靖君。

〔総務課総括課長 吉岡 靖君登壇〕

○総務課総括課長（吉岡 靖君） 山本議員のご質問にお答えします。

まず、訴状の送達を受けたのが10月13日、それから議会のほうに説明があったのが12月2日、1か月半あったというふうなことなのでございますが、まず最初に、議会への説明のいとまがなかったというような説明の仕方をしたのは、この弁護士契約に係る予算措置の状況でございます。訴状の送達を受けて、当方で要は対応を検討いたしまして、それから弁護士と相談、そして今度裁判所での口頭弁論は11月13日、先日ご説明申し上げたとおりでございますが、その前にもいろいろ

ろ裁判所に提出書類する書類等がある。そういったことを考えると、そういった手続をするに当たって、要は手続を開始するということは、既に予算的なものが措置されていなければならない。その準備には、臨時議会を開いて補正予算をするいとまがなかったので、予備費で対応させていただいたというふうなことでご説明申し上げたものでございます。公判が、要は11月13日ですので、その時点で要は双方が争うことが確定したものであるというふうなことで判断をいたしまして、12月2日、招集日の前日になりましたが、全員協議会で、その事実を説明させていただいたところでございます。そういったスケジュールの手続の流れ等があったということというふうなことでご理解のほうをよろしくお願いいたします。

それとあと刑事告訴の件と今回の国家賠償請求事件を合議、合わせるといった事実はございませんので、先ほどの答弁のとおりでございます。

○議長（松浦満雄君） それでは、2点目の質問について、山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 答弁の漏れがありますので、質問したいところでございますが、ただこのことは本日だけで結論が出る問題でもないと思いますので、改めてまた機会がありましたら、その中でやりたいと思います。嫌疑不十分というのをどう理解しているか。それから、弁護士の内容についてももっと詳しく説明願いたいところもありますので、それらはまた委員会あるいは別の機会に質問していきたいと思いますので、次の質問に移りたいと思います。

実は、去る先月のことでございますが、11月25日、一般質問の締切日でございます。その日の岩手日報の慶弔欄の中で、前にもしゃべったことがあります。いずれ町民が新聞を見て、どこの欄を見るかといえば慶弔欄は必ず見ると、そういう人が多いように私は感じております。その中に25日の新聞の慶弔欄の中に、ちょっとびっくりしたことは、結婚、軽米町が2人載っていたのです。こんなに2人も結婚するというようなことはなかなかないなと思って読ませてもらいましたが、大字山内の方2組が載っておりました。名前は忘れましたが、いずれいい日旅立ちをしているのではないのかなと思っております。後から聞いた話ですが、25日の新聞でございましたが、見たら、22日の受付でございます。22日というのは、11月いい夫婦の日、11、22というように、そういう日であるのだというようなことを議員の仲間の人から聞きました。なるほどなど。それで私は、暦を見ましたら、大安で小雪というふうに載っておりました。いずれなかなかいい日があったのだなど、そう考えております。

そこで関連して質問します。関連というか、まず本題に入りますが、結婚の状態がどうなっているのか。なかなか少子高齢化の時代の中で結婚しない、なかなかカップルが生まれないという状況があるのではないのかなと、少子化の一つの要因で

あるというようなことで議会でも様々な委員会等をつくって頑張っている経緯もあります。その中で、結婚のカップルというのは、どのぐらい年間であるものかなというふうなことで資料を調べてみましたら、大体年間で18組前後、平成30年、令和元年、令和2年と合わせて52組の結婚、カップルが誕生したというふうなことでございます。

それで、私質問したいのは、軽米町には、結婚すると5万円もらえると、お祝い金を役場が出すのだという制度があります。名前も軽米町さわやかカップル祝い金条例という独自の条例でございまして、他町村と比較しても私は遜色ない額かなと、そう思っておりますが、この祝い金の条例に基づく5万円もらっている人がどのぐらいあるかということになりますと、この3年間の統計で52組カップルが誕生して、もらった方は28組、半分。半分以上の人たちは軽米で結婚の届出をしても、5万円を受給できなかった。非常に残念な数字だと思っています。条例も私ここにありますが、どこが原因なのかなというふうなことを当局はどう考えておりますか、私なりに考えますと、2条は、今後移住するか、しないかというふうな問題等もございまして、いずれ私は5万円を10万円あるいは20万円という形にやって、どこか刺激を町民に与える、結婚の大事さというののきっかけづくりをする、そういうことをやるのも議員の仕事であったり、町長以下の仕事ではないかなと、そう考えております。そういう面で、どこに原因があってそうなのかという認識を持ったことがあるのか、ないのか。何か改善策は考えているのか。祝い金を2倍、3倍、あるいはその中にいなくても軽米町をふるさととするカップルに対しては、額は多少減額してもお祝い金をあげるといったようなことにはならないのか。そういう検討をする考えはないかということについて質問いたします。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 山本議員の結婚祝い金についての質問にお答えいたします。

当町におきましては、婚姻後町に1年以上居住する意志のある新婚世帯に対して結婚をお祝いするとともに、新生活の一助となるようさわやかカップル祝い金として5万円の祝い金を支給しております。また、結婚に踏み出すための経済的負担の軽減を図ることを目的に、新婚世帯を対象に新居の購入費や家賃、引っ越し費用の一部として30万円を限度に助成する結婚新生活支援事業を行っており、当町では国で補助要件とする年齢の上限および所得制限を満たさない場合でも町単独事業として支援を行っているところでございます。

町では、子育て支援日本一を目指し、妊娠、出産の時期では、希望世帯への不妊治療の助成また妊産婦への一般健診費用の助成、健診の際の交通費助成などを行っております。出産時には、第2子以降の出産に対してすこやかベビー祝い金を支給、

子育て期には、保育料の軽減、小学校から高校卒業までの医療費の助成や給食費の一部助成などを行い、軽米高校入学後には、通学費の助成を行うなど、子育て世代の長いライフスタイルの中で段階に合わせた支援を充実させてまいりました。また、妊娠期から出産、子育て期までの様々な悩みをいつでも気軽に相談できる窓口として子育て世代包括支援センターめぐかるを設置し、安心して妊娠、出産、子育てができるようにサポート体制を充実させております。結婚を考えると、安心して妊娠、出産、子育てに臨める環境や経済的支援がその後押しになると考えております。今後におきましても、結婚を機に当町に暮らす若者世帯が安心して出産や子育てができる環境づくりに重点を置いた施策を総合的に展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（松浦満雄君） 山本幸男君。

〔10番 山本幸男君登壇〕

○10番（山本幸男君） 丁寧な説明ありがとうございました。人口減少の関係の委員会も設置されておりまして、その中でまず多分議題になると思いますので、いずれ一緒に考えていきたいなど、そう考えております。

1点だけ質問がございます。私、なぜまず半分ぐらいしか祝い金をもらえないのかなというふうな感じ、疑問に思ったのですが、そのことについては直接的には町長の今の答弁の中にはなかったような感じがしますので、担当でもいいですから、もしかすれば補足等がありましたら説明をお願い申し上げたいと思います。

それから、1条から5条まで爽やかに書いてありますが、この条例は、4条の中に、さわやかカップル祝い金を受けようとする者は、町長に申し出て認定を受けるものとするという文言があります。どうも今、今日的な文章の流れではなくて、目線がちょっと高くて、あげるからお願いに来るのだというような印象を受ける文章です。平成2年につくったものでございますので、30年、その歴史もありますが、文章の流れとすれば、若者的でももしかすればない、目線が高過ぎる、お願いに来るのだというような印象が強い、そんなことも考えます。そんな面では、当局としても、もう少し柔らかく、本当にお祝いというのは請求されてやるものではない。自らが進んでお祝いをするというようなことが原点ではないかなと思うのです。その当時はそれでよかったかもしれませんが、検討に値するのではないかなと思う。そう考えますが、町長、いかがですか。

○議長（松浦満雄君） 町民生活課総括課長、松山篤君。

〔町民生活課総括課長 松山 篤君登壇〕

○町民生活課総括課長（松山 篤君） ただいまの山本議員のさわやかカップル祝い金の受給資格等についてお答えいたしたいと思っております。

さわやかカップル祝い金につきましては、平成２年度から祝い金条例を制定いたしまして、ご承知のとおり実施しているところでございますけれども、受給資格につきましては、町の住民基本台帳に登録され、婚姻後において本町に居住する意志のある方に支給するというものでございまして、ご承知のとおり祝い金の額は１組５万円としております。その中で、本町に居住する意志のある方に支給するという規定上、申請書に記入していただきまして、申請者の居住する意思確認をする必要があるという観点からそのような規定になっているものでございます。したがって、婚姻届けに関しましては、軽米町出身の方または軽米に縁のある方が軽米町役場に提出しているものでございますが、実際の住まいが二戸市であったり、近隣市町村であったりする場合も多くございますので、婚姻の届出数と実際の祝い金の受給者の組数の相違があるものと思っております。

○議長（松浦満雄君） 町長、山本賢一君。

〔町長 山本賢一君登壇〕

○町長（山本賢一君） 今ご指摘いただいたことに関しては、十分検討しながら皆さんに理解しやすいというか、そういった方向で検討してみたいと思っております。

以上です。

○議長（松浦満雄君） それでは、以上をもって本日の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（松浦満雄君） 次の本会議は、１２月８日午前１０時からこの場で開きます。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後 １時３７分）